

ごあいさつ

今回の「第4回東北教育オーディオロジー研究協議会研修会(宮城大会)」の開催に当たり、主催者の一人として、ご挨拶をさせていただきます。

今年は、「障害者差別解消法」および「改正障害者雇用促進法」が4月に施行され、しょうがいのある人々を取り巻く環境も大きく変わろうとしている年であるといえます。こうした時期に、ここ宮城教育大学を会場に研修会が開催されることは、誠に喜ばしいことであるといえます。

さて、「差別解消法」が施行されたとはいうものの、法律に謳われている公的機関における「対応要領」の作成には、まだまだ未整備のところもあるやに伺っております。

また、「対応要領」の中で示されている「合理的配慮」の捉え方に関しても、まだまだ十分なコンセンサスが得られていないのが実状のようです。「合理的配慮」には、これこそが「合理的配慮」の模範解答となるようなものが見出しにくいのも確かです。それ故、昨今の議論を通覧すると、ともすれば未だ起きてもない問題に戦々恐々とした空論が振り回され、逆に混乱を招いているといった観も否めません。

「合理的配慮」を実施する際の重要な視点として、「変更と調整」という言葉があります。これを平たく言ってしまえば、支援する側とされる側がどれくらい“対話”を重ねられたかということが問われるということになるかと思えます。つまり、両者の信頼関係が基盤となって、お互いがどれくらい歩み寄れたかという結果によって、「合理的配慮」も落ち着くところに落ち着くということになるのではないのでしょうか。

したがって、今後様々な状況に突き合わせてみて、精錬を続けていく中で、「合理的配慮」のあり方を熟成させていくことが重要になると思われます。

さて、これまでの長い聴覚しょうがい教育の歴史を振り返ってみた場合はどうでしょうか？ともすれば、誰かの主張する論理がもう一方の主張する論理を封殺してきたということはないでしょうか？様々な意見をぶつけ合いながら、より良いものを作り上げて行こうとすることは大切なことであると思えます。しかし、そうした聴覚しょうがい教育に賭ける熱意が度を越して、他の意見を抹殺してしまうとなると、それは決して進歩にはつながりません。

したがって、私たち東北教育オーディオロジー研究協議会の場合、過去の聾教育が犯した過ちを繰り返すことなく、お互いの信頼関係を基盤に、様々な意見に寛容であり、自由な発想のもと、語り合える場になってほしいと願っています。

結びとなりますが、今回の研修会に遠路お出でいただいたみなさまに、心より感謝の意をお伝えしたいと存じます。昨年第3回研修会では、本学のしょうがい学生支援についてご紹介させていただきました。今年の研修会では、さらにバージョンアップした企画が用意されておりますので、お楽しみいただければ幸いです。

また、今回の研修会におきましても、本学の学生に研修の機会を与えていただいた「東北教育オーディオロジー研究協議会」会長高屋隆男様はじめ事務局のみなさま、宮城聴覚支援学校長鳩原潤様はじめ職員の方々に心より感謝申し上げます。現在、現場でご活躍されている先生方の生の声に触れることは、大学内の講義だけでは経験できないたくさんの方の肌で感じられる良い機会にもなります。そして、将来教員を目指す学生にとっては、先生方の働く姿を垣間見させていただくことで、また意欲も湧いてくるものと思われます。

この二日間の研修会が、ご参集のみなさまにとって実り多いものとなり、聴覚しょうがい教育の礎となりますことを祈念し、私からのご挨拶とさせていただきます。

2016年8月10日
国立大学法人 宮城教育大学
特別支援教育講座 藤島 省太